

県北広域振興局長告示第2号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和3年3月12日

県北広域振興局長 高橋 進

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351300090	放課後等デイサービス事業所 きらり	二戸市金田一字八ツ長40番地4	社会福祉法人桂泉会	令和3年2月15日